

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	鳥取市

鳥取市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鳥取市農林水産部農政企画課
所在地 鳥取市幸町 7 1 番地
電話番号 0857-30-8303
FAX 番号 0857-20-3497
メールアドレス nousui@city.tottori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、アナグマ、ニホンイタチ・シベリアイタチ（以下「イタチ類」と言う）、ハクビシン、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」と言う）、アオサギ、ダイサギ（以下「サギ類」と言う）、ヒヨドリ、カワウ、ヌートリア、アライグマ、ニホンザル、カルガモ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	鳥取市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度実績）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲、梨、さつまいも等	1,345	15,399
ツキノワグマ	梨、りんご	3	47
カラス類	梨、柿、じゃがいも	21	439
ニホンジカ	水稲、梨、らっきょう等	235	3,041
ヌートリア	水稲	11	119
アナグマ	いちご、スイカ	0	14
ニホンザル	じゃがいも、たまねぎ	0	0
カワウ	アユ、コイ等	-	-
サギ類	水稲	1	14
アライグマ	梨、じゃがいも	0	32
ヒヨドリ	柿	2	41
カルガモ	野菜類、水稲	-	-
イタチ類	きゅうり	0	2
ハクビシン	スイカ、トマト	1	103

(2) 被害の傾向

○イノシシ

本市の東部エリア及び南部エリアではニホンジカに押され捕獲頭数は減少しているものの、依然として本市西部エリアではイノシシ被害が大きい。被害作物の主体は水稲であり、市内全域で被害が発生しており、荒廃農地が増加している状況である。山間部は侵入防止柵等の整備が進んでいるが、耕作地の多い里部に出没する傾向にあるため、被害は収まっていない。また、果樹の被害も増大している。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	22,729	17,241	8,991	9,750	15,399
被害面積(a)	1,844	1,319	817	871	1,345

○ヌートリア

平成21年度をピークに生息数の減少又は捕獲活動の低下が原因は不明であるが、捕獲頭数が激減している。水稻被害が発生している。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	99	—	15	—	119
被害面積(a)	9	—	1	—	11

○カラス類

果樹(梨)の被害が主で、被害は年ごとの変動が大きく、一時的に減少しても再び増加する不安定な傾向が見られる。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	522	684	76	—	439
被害面積(a)	9	9	1	—	21

○ツキノワグマ

全国的に人の生活圏内でクマの出没が確認されており、本市でも対策(緊急銃猟含む)を円滑に実施しなければならない。ここ数年も出没情報も多く、主に果樹(梨)の被害が多く発生しており、放任果樹がツキノワグマの出没を誘発している。被害は令和5年から大きく減少している。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	2,179	7,127	2,737	32	47
被害面積(a)	38	94	36	0	3

○ニホンジカ

森林への被害に加え、野菜類や水稻の被害が出るようになり、捕獲頭数も急激に増えて、被害額についても増えてきている。近年、本市域の東部エリア、南部エリアではイノシシの捕獲数よりニホンジカの捕獲数が上回っており、被害対策は急務となっている。従来、設置していた侵入防止柵も高さが足りないため、シカ用侵入防止柵の設置を進めるなど、被害防止機材の更新も検討しなければならない。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	2,477	3,431	4,708	1,216	3,041
被害面積(a)	88	52	176	105	235

○ニホンザル

近年、市街地でサルの出没が確認されるようになった。人身被害等は報告されていないものの、近隣の小、中、義務教育学校や公共施設等では注意喚起を行っている。サルは全市域での活動となっているため、サル用の柵、囲いなどの設置等を実施する必要がある。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	30	5	3	—	0
被害面積(a)	1	0	0	—	0

○アライグマ

依然として目撃情報（家屋への侵入）及び被害報告は少ないが、鳥取市特定外来生物防除実施計画により対策を継続し実施する必要がある。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	464	—	—	—	32
被害面積(a)	8	—	—	—	0

○アナグマ

住宅地、市街地での出没や野菜類（いちご・スイカ等）の被害がある。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	—	—	—	—	14
被害面積(a)	—	—	—	—	0

○サギ類

水稻の田植え直後に、エサを求め水田を歩いて苗の踏みつけ被害が発生している。

○カワウ

河川ではアユ、湖山池ではコイなどに食害が発生している。

○ハクビシン

ハクビシンによる、果樹の被害が発生している。

○ヒヨドリ、カルガモ

ヒヨドリは主に果樹への被害、カルガモは主に水稻への被害が発生している。

○イタチ類

イタチ類による、果樹の被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度実績）		目標値（令和10年度）	
	面積(a)	金額（千円）	面積(a)	金額（千円）
イノシシ	1,345	15,399	942	10,779
ツキノワグマ	3	47	2	33
カラス類	21	439	15	307
ニホンジカ	235	3,041	165	2,129
ヌートリア	11	119	8	83
アナグマ	0	14	0	10
ニホンザル	0	0	0	0

カワウ	-	-	-	-
サギ類	1	14	1	10
アライグマ	0	32	0	22
ヒヨドリ	2	41	1	29
カルガモ	-	-	-	-
イタチ類	-	2	-	2
ハクビシン	1	103	1	72
合計	1,619	19,251	1,133	13,476

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																									
捕獲等に関する取組	<p>○捕獲体制の整備 地域の猟友会に捕獲業務を委託し、住民からの捕獲要請に対応する体制を整備している。 また、市街地等へ出没した鳥獣の緊急的な捕獲については、鳥獣被害対策実施隊が対応するよう体制を整備している。</p> <p>○捕獲機材の導入 鳥獣被害防止総合対策交付金（以下、「交付金」と言う。）を活用し、市協議会において捕獲用具を導入し、各地域に配備した。 【前計画期間の導入実績（基）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>箱わな</th> <th>囲いわな</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>44</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>34</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>27</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>105</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>○狩猟者の養成 狩猟者を確保するため、狩猟免許の取得経費に対する補助を行った。 【前計画期間の養成人数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	年度	箱わな	囲いわな	R4	44	2	R5	34	0	R6	27	3	合計	105	5	年度	人数（人）	R4	2	R5	0	R6	2	合計	4	<p>○捕獲体制の整備 狩猟者不在の地域や、市街地での被害対応が増加し、猟友会・実施隊への負担が増加している。</p> <p>○捕獲機材の導入 狩猟者の高齢化に伴い、過年度設置の捕獲用具の利活用が出来ていない箇所がある。</p> <p>○狩猟者の養成 狩猟者不在の集落でも、地域で狩猟免許取得が進み、捕獲活動を始めているが、一部の高齢化の集落や、市街地においては、狩猟者育成が進んでいない。</p>
年度	箱わな	囲いわな																									
R4	44	2																									
R5	34	0																									
R6	27	3																									
合計	105	5																									
年度	人数（人）																										
R4	2																										
R5	0																										
R6	2																										
合計	4																										

○射撃場の整備

交付金を活用し、射撃場整備を行い、技術向上、狩猟者育成を行っている。

【前計画期間の利用実績】

年度	開場日数 (日)	利用者数 (延 人)
R 4	122	1,081
R 5	121	831
R 6	119	922
合計	362	2,834

○シカの捕獲強化

鳥取県補助事業や交付金を活用し、シカの捕獲活動を支援し、捕獲を推進した。

【前計画期間の捕獲実績】

年度	捕獲数 (頭)
R 4	2,844
R 5	3,137
R 6	3,337
合計	9,318

○イノシシの捕獲強化

鳥取県補助事業や交付金を活用し、イノシシの捕獲活動を支援し、捕獲を推進した。

【前計画期間の捕獲実績】

年度	捕獲数 (頭)
R 4	1,851
R 5	2,640
R 6	2,642
合計	7,133

○射撃場の整備

狩猟者の高齢化が進んでおり、新規の第1種狩猟免許取得者、特に若い世代の取得者を増やすことが必要であり、射撃場で教習射撃・技能講習を行う必要がある。

○シカの捕獲強化

シカの捕獲強化をし、急激に捕獲頭数が増え、処理について減容化施設の整備を行ったが、捕獲頭数実績が増大する中、現在、処理能力を超えており、減容化施設の増設、食肉加工施設（ペットフード含）の整備が必要であるが、旧気高地域、旧八頭地域から遠いこともあり、減容化施設の増設場所も含めて検討が必要である。

また、交付金の活用による捕獲活動の支援を行うとともに、侵入防止柵と捕獲用具の一体的な管理運用により効率的に捕獲する必要がある。

○イノシシの捕獲強化

年々イノシシの被害、捕獲頭数も増え、処理について減容化施設の整備を行ったが、捕獲頭数実績が増大する中、現在、処理能力を超えており、減容化施設の増設、食肉加工施設（ペットフード含）の整備が必要であるが、旧気高地域、旧八頭地域から遠いこともあり、減容化施設の増設場所も含めて検討が必要である。

また、交付金の活用による捕獲活動の支援を行うとともに、侵入

	<p>○外来生物の防除 防除実施講習会を開催し、ヌートリア・アライグマ防除実施計画に基づく捕獲従事者を養成した。 【前計画期間の養成人数】</p> <table border="1" data-bbox="368 495 715 723"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 4</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>	年度	人数（人）	R 4	18	R 5	15	R 6	26	合計	59	<p>防止柵と捕獲用具の一体的な管理運用により効率的に捕獲する必要がある。</p> <p>○外来生物の防除 捕獲従事者の養成を行っても、実際の捕獲に結びついていない場合がある。また、営巣地が河川敷や空き家の場合など、捕獲が困難であるケースが散見される。</p>					
年度	人数（人）																
R 4	18																
R 5	15																
R 6	26																
合計	59																
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>○侵入防止柵の整備 ・鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、侵入防止柵の整備を推進した。 【前計画期間の整備実績】</p> <table border="1" data-bbox="368 1025 847 1256"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>地区数</th> <th>延長（m）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 4</td> <td>53</td> <td>39,382</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>48</td> <td>33,706</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>27</td> <td>14,999</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>128</td> <td>88,087</td> </tr> </tbody> </table> <p>・侵入防止柵の設置講習会を開催し、設置技術の向上を図っている。</p> <p>○緩衝帯の設置等 ・見通しの良い環境づくりを行うため、放置竹林の整備を推進している。</p> <p>○ICTを活用した鳥獣捕獲システムの導入 ・センサーを設置した箱わなを使用することで捕獲業務の省力化を推進する。</p>	年度	地区数	延長（m）	R 4	53	39,382	R 5	48	33,706	R 6	27	14,999	合計	128	88,087	<p>○侵入防止柵の整備 ・2戸以上の農家で組織する「被害対策協議会（集落）」が事業主体となり集団的に取り組んでおり、集落全体の農地を囲う取り組みが進んできているが、まだ出沒し始めた里部での集落一体的な整備が進んでいない。 ・被害が市街地（里部）へ波及しており、その対策に苦慮している。</p> <p>○緩衝帯の設置等 緩衝帯の整備を促進しているが整備後の管理等の問題により、取り組む集落が少ない。</p> <p>○ICTを活用した鳥獣捕獲システムの導入 センサー及び親機（アンテナ設備）の台数確保、システム導入エリアの拡大並びに高齢化している端末保持者のシステムサポートが必要となる。</p>
年度	地区数	延長（m）															
R 4	53	39,382															
R 5	48	33,706															
R 6	27	14,999															
合計	128	88,087															

(5) 今後の取組方針

【全体方針】

対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、速やかに対策を講じる。

○捕獲従事者の養成・確保

本市に生息する鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、次の活動方針により鳥取市鳥獣被害対策実施隊を設置しており、主に狩猟者不在地域や市街地での捕獲活動並びに緊急事態への対応を行う。

- (1) 鳥獣の生息状況、被害発生時期及び場所等の情報収集に関すること。
- (2) 鳥獣の捕獲及び捕獲体制の整備に関すること。
- (3) 実施隊員相互の連携及び情報の共有化に関すること。
- (4) その他市長が実施隊の職務として必要と認める事項

○銃猟者の確保（射撃場運営の方針）

農作物の被害軽減のため、防御と併せ捕獲活動の重要性から銃猟者確保のため射撃場の運営を鳥取県東部1市4町（鳥取、岩美、八頭、若桜、智頭）と関係団体により強力に推進して、利用者数の拡大と技術の向上を図る。

教習射撃場として、射撃教習を実施し、新規銃砲所持者の育成を図る。

また、関係団体と連携し、射撃大会や講習会の開催などを行い、技術向上を図る。

○ICTを活用した捕獲

年々有害鳥獣の捕獲頭数も増加していく中、狩猟者の作業の省力化、効率化を図るため、ICTを活用した捕獲システムを一部地域で令和6年度から導入した。今後は、利用者（地域エリア）を拡大して、効率的に捕獲頭数を増やすことにより、農作物被害の軽減を図る。

- ・箱わなやくくりわな等にセンサーを設置し、捕獲した場合はスマートフォン等へ通知
- ・スマートフォン等を利用し、捕獲報告（撮影写真・報告データの添付）による報告書の作成
- ・データの蓄積に基づく出没情報等を利用した、効果的なわなの設置による捕獲作業の効率化

○関係機関との連携

鳥獣による被害軽減を拡大させないためにも庁内関係部局（鳥取市鳥獣被害対策実施隊含む）、鳥取県、警察との円滑な協力体制の構築と連携した対応が必要となるので調整を進める。

【獣種別方針】

○イノシシ

里部への出没が多くなっている傾向にあることから、里部での箱わな、囲いわな、くくりわなと侵入防止柵の一体的な運用を積極的に推進し、わなへ誘導する

ことにより捕獲頭数増を図る。また、極力飛び地とならないよう集団的に取り組む。あわせて、農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。

イノシシ被害は予測不可能な場合があり、出没の推定が困難な圃場で被害が発生した場合は、翌年度に向けた集落での集団的な柵整備の取り組みを行う。

また、国の交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）、県費、市費による捕獲奨励金の活用による捕獲強化を図る。

○カラス類

大型箱わなによる捕獲と年数回行う一斉捕獲及び追い払いにより、農作物に寄せ付けない対策を行う。また、大型箱わなの整備を促進していく。

○ニホンジカ

捕獲による密度調整を行う。複合柵（シシ垣くん）などの侵入防止柵の整備を促進していく。

また、国の交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）、県費、市費による捕獲奨励金の活用による捕獲強化を図る。

○ヌートリア、アライグマ

年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

防除実施計画捕獲従事者台帳に登録する捕獲従事者を対象に捕獲講習会などを実施し、捕獲数の増加を図る。

併せて、ヌートリアについては国の交付金（緊急被害防止緊急捕獲活動支援事業）及び県・市の事業を、アライグマについては県・市の事業を活用し、捕獲強化を図る。

○ツキノワグマ

里部の果樹園への出没が増加しており、侵入防止柵の設置はもとより、農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進したり、人の生活圏内にある放任果樹で、且つつキノワグマの痕跡が確認された樹木の伐採を適宜、検討する。

ツキノワグマの被害が出始めた果樹園等には、緊急的に電気柵による被害防止対策を行うため、鳥取市が貸与する緊急対応用電気柵を整備する。緊急対応後は次年度に向けて集落で対策協議を行い、対応策を取りまとめる。

なお、人の生活圏内に留まっているツキノワグマが確認された場合であり、人身への被害があった時、又は人身への被害の恐れがある時には、緊急銃猟を実施する。

○ニホンザル

放任果樹等の撤去を推進する。また、集落内点検や研修会等を開催し、地域が一体となって取り組み、花火等による追い払いを実施し、校区単位での連絡体制を整備し、ニホンザルの接近を広域的に防止する。

○サギ類・カワウ

営巣となる樹木の伐採や花火等による追払い及び県、町（八頭町、智頭町、若桜町）、関係機関と連携し、周辺環境に配慮しながら、捕獲を検討する。

カワウについては、従来の捕獲に加え、捕獲日数を増やし、被害の減少を図る。

○アナグマ・イタチ類

市街地、住宅地での出没やそれに伴う庭等での掘り起し被害に対応するため、小型箱わなの有効活用を図る。

また自宅、農業者自らの農地において被害があった場合は、有害捕獲の申請をしていただき、小型箱わなによる捕獲を勧めていく。

被害にあった農地については、各地区猟友会へ依頼し、捕獲の強化を図り、被害を減らしていく。

○ハクビシン

小型獣用の箱わなの設置などによる年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

併せて、国の緊急被害防止緊急捕獲活動支援事業及び県・町の事業を活用し、捕獲強化に取り組む。

○ヒヨドリ・カルガモ

テグス等の設置や花火等による追払いを図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥取県猟友会鳥取地区（鳥取地区、国府町猟友会、福部猟友会）、鳥取県猟友会鳥取南地区（河原町有害鳥獣捕獲班、用瀬町猟友会、佐治猟友会）、鳥取県猟友会気高地区及び各狩猟者とイノシシ等被害防止対策業務委託契約を締結し、有害捕獲への従事、箱わなの運用等を委託。

【市内の猟友会構成員状況】（令和4年4月1日現在）

一般社団法人鳥取県猟友会鳥取地区 213人 鳥取南地区 87人 気高地区 80人 合計 380人

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来生物防除実施計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【捕獲従事者の登録状況】（令和4年4月1日現在）

旧鳥取市地区	160人	佐治地区	66人
国府地区	49人	気高地区	32人
福部地区	26人	鹿野地区	12人
河原地区	49人	青谷地区	41人
用瀬地区	29人	合計	464人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度～ 10年度	イノシシ ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わな・囲いわなの整備 ・ ICT（鳥獣システム）を活用した捕獲の取り組み ・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 被害防止対策の講習会の開催 ・ 射撃場の活用による技術向上、人材確保 ・ 大型排水管を利用した捕獲鳥獣の処理
	ヌートリア アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなの整備 ・ 狩猟免許取得補助の活用及び捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保 ・ 大型排水管を利用した捕獲鳥獣の処理
	カラス類 ツキノワグマ ニホンザル サギ類 カワウ アナグマ ヒヨドリ ハクビシン カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなの整備（カラス類、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン） ・ 追払い講習会の開催 ・ 狩猟免許取得補助の活用による人材の確保 ・ 射撃場の活用による技術向上、人材確保 ・ 大型排水管を利用した捕獲鳥獣の処理 ・ 緊急銃猟の体制整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方						
○イノシシ						
侵入防止柵と捕獲用具の一体的な管理運用により、効果的な捕獲を推進し、過去の実績から年間3,700頭を計画数とする。特に、里部での水稻被害が主であり、被害地域を限定した捕獲体制を整備し、市全域で令和5年度1月の狩猟期より緊急捕獲事業を実施する。						
年度	R2	R3	R4	R5	R6	
捕獲数（頭）	3,600	2,875	1,851	2,640	2,642	
○ヌートリア						
目撃情報及び捕獲数が減少しているが、依然として被害があり、年間600頭を当面の目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。						
年度	R2	R3	R4	R5	R6	
捕獲数（頭）	458	401	399	339	244	
○アライグマ						
目撃情報及び捕獲数は少ないが、年間30頭を当面の目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。						
年度	R2	R3	R4	R5	R6	
捕獲数（頭）	6	11	9	12	15	

○カラス

過去の実績から年間600羽を計画数とする。そのうち、猟銃に一斉駆除50羽、箱わな550羽を捕獲目標とする。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
捕獲数（羽）	380	226	253	427	426

○ニホンジカ

捕獲数がここ数年大幅に増加しており、捕獲の推進を図るため年間4,000～4,400頭を計画数とする。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
捕獲数（頭）	2,260	2,349	2,844	3,137	3,337

○ニホンザル

被害状況に応じて、加害個体の捕獲を対象に年間20頭を目標とする。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
捕獲数（頭）	—	13	2	4	1

○ハクビシン

被害状況に応じて、加害個体の捕獲を対象に年間50～150頭を目標とする。

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
捕獲数（頭）	—	—	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R 8年度	R 9年度	R 10年度
イノシシ	3,700頭	3,700頭	3,700頭
ヌートリア	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
アライグマ	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
カラス	600羽	600羽	600羽
ニホンジカ	4,000頭	4,200頭	4,400頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除

捕獲等の取組内容

(鳥取市全体)

○イノシシ

- ・捕獲手段：箱わな、囲いわなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年

○ニホンジカ

<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：わな（くくりわな、箱わな、囲いわなを基本とする。） ・実施予定時期：通年
<p>○ヌートリア、アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年
<p>○アナグマ、イタチ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：被害に応じて実施
<p>○ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：通年
<p>○カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：猟銃による一斉駆除、箱わなを基本とする。また、被害が顕著な地域には、新たな箱わなの設置を検討する。 ・実施予定時期：一斉駆除は2回/年、箱わなは通年
<p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲手段：箱わな、囲いわなを基本とする。 ・実施予定時期：通年

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	電気柵 35,000m	電気柵 35,000m	電気柵 35,000m
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ 30,000m	ワイヤーメッシュ 30,000m	ワイヤーメッシュ 30,000m
ニホンジカ・ツキノワグマ	電気柵・複合柵 (シ垣くん) 5,000m	電気柵・複合柵 (シ垣くん) 5,000m	電気柵・複合柵 (シ垣くん) 5,000m
ニホンザル	電気柵・複合柵 (おじろ用心棒) 3,000m	電気柵・複合柵 (おじろ用心棒) 3,000m	電気柵・複合柵 (おじろ用心棒) 3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度

イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル	定期的な点検・除草、破損個所の補修等	定期的な点検・除草、破損個所の補修等	定期的な点検・除草、破損個所の補修等
----------------------------------	--------------------	--------------------	--------------------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル	・緩衝帯の設置 ・放任果樹の撤去 ・野菜残さの除去 ・摘果・廃棄農産物の適正管理 等
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル	・緩衝帯の設置 ・放任果樹の撤去 ・野菜残さの除去 ・摘果・廃棄農産物の適正管理 等
令和10年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル	・緩衝帯の設置 ・放任果樹の撤去 ・野菜残さの除去 ・摘果・廃棄農産物の適正管理 等

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鳥取市	<p>人身被害防止対策</p> <p>①遭遇回避対策（入山者への注意喚起・目撃情報のある地域での対応・連絡体制の整備・クマの生態の把握）</p> <p>②生活環境の整備（出没しにくくなる生活環境の整備・誘引物の除去、撤去）</p> <p>③クマに対する措置（追い払い・学習放獣・放獣個体の監視・緊急銃猟）</p> <p>農林業被害防止対策</p> <p>①農地等への侵入を防ぐ対策（侵入防止柵の設置）</p> <p>②周辺環境を改善する対策（誘引物の除去及び撤去・緩衝帯の設置）</p> <p>個体管理</p> <p>①狩猟による捕獲の禁止</p> <p>②錯誤捕獲の防止</p> <p>③有害な行動が確認された場合及び人身被害の危険性が高い場合殺処分</p>

<p>鳥取県農林水産部 農業振興局鳥獣対策課</p>	<p>①現場確認、情報収集、情報提供、市へ助言 ②市と連携しながら出沒要因を調査し、対策について指導 ③追い払いの効果的な方法・効果について指導、助言 ④有害捕獲実施時は、有害個体が捕獲されるよう指導、助言を行い、殺処分された個体の確認、調査、試料採取を行う。なお、緊急時は、現地対策本部及び駆除班に助言等を行う ⑤放獣時は、個体識別のための身体計測や標識の装着を行う。なお、緊急時は、現地対策本部及び駆除班に助言等を行う</p>
--------------------------------	---

(2) 緊急時の連絡体制

<p>鳥取市役所農政企画課 →鳥取市役所（危機管理課→鳥取市消防団） （学校教育課→小中学校） （幼児保育課→幼稚園、保育所） →鳥取県農林水産部農業振興局東部農林事務所農業振興課、鳥獣対策課 →所轄警察署・地元猟友会・出沒地域自治会長</p>

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>捕獲した鳥獣の処理は、埋設・減容化・食用を基本とし、埋設にあつては、山野に放置することなく、生態系に影響を与えないよう処理する。</p> <p>①減容化施設 有害捕獲した鳥獣を微生物により分解する減容化施設を令和4年3月、国府町岡益に開設した。</p> <p>②大型排水管を利用した処理 また、近年イノシシ、シカの捕獲頭数が大幅に増加しているため、減容化施設から遠い地域である佐治町では大型排水管を利用した減容化装置を設置して捕獲した鳥獣の処理について、実証実験を試みる予定としている。実証実験の成果によっては旧八頭地域及び旧気高地域での増設を検討していく。</p> <p>本市ではイノシシとニホンジカの解体処理施設が鹿野町と河原町に2施設と旧鳥取市と青谷町に個人解体処理施設2箇所が稼働しており、肉の品質保全を図るために必要な設備について整備する。</p> <p>また、鳥取市鳥獣害対策協議会で、食肉解体施設の整備について検討する。</p> <p>また、智頭町と同町にある解体処理施設ちづDeer'sと連携し、鳥取市南地域（佐治町、用瀬町、河原町）で捕獲されたイノシシ、シカを年間30頭程度持ち込む。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	学校給食、レトルトカレー、飲食店での提供、お土産店での販売等。
ペットフード	食肉以外の残渣物を原料に使用し、有効活用を図る。

(2) 処理加工施設の取組

廃校となった小学校の施設の跡地を活用し、改修して食肉解体処理施設を整備することについて、現在相談があり整備について検討中である。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

いなばのジビエ推進協議会と連携し、市内ジビエ解体処理施設の人材育成を図るため、講習会等への参加について支援する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鳥取市鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役 割
鳥取市	○鳥取市の ・被害防除に関する事 ・捕獲対策に関する事 ・食肉処理加工に関する事 ○協議会の運営に関する事
鳥取いなば農業協同組合	○鳥取市の ・被害防除に関する事 ・食肉処理加工に関する事 ○協議会の運営に関する事
鳥取県農業共済組合東部支所	○鳥取市の鳥獣による農業被害に関する事
鳥取県猟友会（鳥取地区）	○鳥取・国府・福部地域の ・鳥獣捕獲体制に関する事 ・担い手研修に関する事 ・捕獲技術の研修等に関する事 ・食肉処理加工施設に関する事
鳥取県猟友会（鳥取南地区）	○河原・用瀬・佐治地域の ・鳥獣捕獲体制に関する事 ・担い手研修に関する事 ・捕獲技術の研修等に関する事 ・食肉処理加工施設に関する事

鳥取県猟友会（気高地区）	○気高・鹿野・青谷地域の ・ 鳥獣捕獲体制に関すること ・ 担い手研修に関すること ・ 捕獲技術の研修等に関すること ・ 食肉処理加工施設に関すること
鳥取地域の代表	○鳥取地域の事業実施に関すること
鳥取東地域の代表	○国府・福部地域の事業実施に関すること
鳥取南地域の代表	○河原・用瀬・佐治地域の事業実施に関すること
鳥取西地域の代表	○気高・鹿野・青谷地域の事業実施に関すること
ジビエ団体の代表	○鳥取市の ・ 有害捕獲した鳥獣の食肉解体処理加工施設、ペットフード加工施設等の整備に関すること

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課 鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 鳥取県東部農林事務所農業振興課 鳥取県農林水産部東部農林事務所農商工連携チーム	○全体計画の支援に関すること

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>被害防止対策を効果的かつ効率的、持続的に実施するための体制整備として、鳥獣被害対策実施隊を設置する。</p> <p>① 活動内容 緊急捕獲、追払い、広域捕獲等</p> <p>②鳥取市鳥獣被害対策実施隊員の資格要件 ア 散弾銃またはライフル銃を所有している者でかつ第１種銃猟免許とわな猟免許を所持している者。ただし、地域ごとの必要人数を確保する必要がある場合は、一つの種類の狩猟免許を所持している者。 イ イノシシ、シカ等の捕獲実績のある者。 ウ 前年度に狩猟登録を行っている者。 エ 土日祝日以外でも捕獲活動等に参加できる者。</p> <p>③隊員数 非常勤職員 ５０名 うち狩猟免許所持者数 ５０名 市職員 ２０名 うち隊長 １名 副隊長 ９名</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

○鳥取・因幡鳥獣被害防止対策連絡調整会議

鳥取県東部1市4町（鳥取、岩美、八頭、若桜、智頭）、兵庫県北但2町で構成する連絡調整会議を設置し、被害防止対策や被害防止対策実施に係る体制整備など広域的な被害防止対策の取組を図る。

○鳥取市危険鳥獣対策本部

人の生活圏内に危険鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ等）が出没したとき、市長を本部長とする危険鳥獣対策本部を庁内に設置し、関係部局、警察、猟友会と連携し、緊急銃猟に向けた対策を実施する。

○ツキノワグマ対策

出没する地域がある程度特定されるため、今後、銃猟免許取得者の中から緊急的な出動が可能な者に要請し、捕獲体制の整備と出没状況に応じて鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づく対応を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシ、シカ、サルの出没情報が多くなっていることから、地域が主体となって侵入防止柵設置維持管理等、自発的被害対策への取り組みが実行できるよう体制づくりを推進する。

また、野生イノシシの豚熱（CSF）が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。イノシシのPCR検査・検査結果が出るまでの間、食肉加工施設、減容化処理施設等での保管の徹底と狩猟者へ外への持出について、注意喚起を行い蔓延拡大防止を図る。

鳥獣被害対策を推進するうえで、鳥獣被害状況の発信や被害予防並びに支援制度の情報提供を十分に行うことで、被害防止を図る。